

林政審議會施策部会

第2回議事録

林野庁

第 2 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会  
議 事 次 第

日 時：平成27年10月26日（月）10:36～12:03

場 所：農林水産省第3特別会議室

1．開会

2．林政部長あいさつ

3．議事

（1）「平成27年度森林・林業白書」の検討について

（2）その他

4．閉会

○坂企画課長 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから林政審議会施策部会の第2回の会合を開催させていただきます。

本来でしたら、林政部長の牧元から冒頭ご挨拶差し上げるところでしたが、都合により途中からの参加とさせていただきますので、私、企画課長の坂からご挨拶を代読させていただきます。よろしくお願いいたします。

林政審議会施策部会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、8月に開催いたしました前回第1回の施策部会におきましては、平成27年度の森林・林業白書の特集章のテーマや第2章以降の章立てなどの作成方針につきましてご議論いただいたところでございます。その後、林野庁におきましては、前回の会合でのご意見を踏まえながら白書に盛り込むべき事項につきまして検討を進めてまいりました。本日、第2回の会合におきましては、「平成27年度森林及び林業の動向」の構成と内容、そして、主要記述事項につきましてご審議をいただきたいと考えております。特に今回の特集章のテーマである「国産材の安定供給体制の構築に向けて」につきましては、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現していくためには、国産材の安定供給体制の構築が不可欠であることから取り上げることにしたものでございます。

近年、大型製材工場の新設や木質バイオマスのエネルギー利用の進展などにより、木材需要は増大しておりまして、需要に応じた国産材の安定供給が強く求められている状況にございます。こうした状況を踏まえまして、国産材の安定供給に向けた取組の現状や今後の課題について分析いたしまして、国民の皆様にはわかりやすく伝えることが非常に重要であると考えております。

また、トピックスにつきましても、本年は、木材自給率が30%台まで回復したという明るいニュースや、ミラノ国際博覧会におきまして我が国の木材の魅力を発信したこと、それから、気候変動枠組条約の新たな法的枠組みの交渉が進められつつあるといった動きが見られましたので、これらをご提案させていただきたいと考えております。

以上を含めまして、委員の皆様方におかれましては、本日はさまざまな見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

続きまして、議事に先立ちまして、会議の成立状況をご報告させていただきます。

本日は、委員7名の方のうち5名の方にご出席いただいております。本会の定足数でござい

まず過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、林野庁からの出席者につきましては、席上にごございます座席表に記載してございます。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日は資料1と2、いずれも横長でございますけれども、1番が「平成27年度森林及び林業の動向」の構成と内容について1枚で記載したものでございます。次の2番がその主要な記述事項についての資料でございます。

それから、参考資料は4点ございまして、委員名簿、それから、林野庁関係者名簿、さらに根拠法でございます森林・林業基本法の抜粋、最後に「平成27年度森林・林業白書」の検討のスケジュール案が配付されております。もし配付漏れなどございましたら、随時お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。土屋部会長、よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 改めまして皆さん、おはようございます。

今日は12時まで、1時間半ということになります。今回は委員7名中5名の出席ですので、本審と比べると、それぞれの方が発言する機会は多いと思いますが、ただ、いつものことですが、結局かなりいろんな意見が出るとなかなかまとまらない、まとまらなくてもいいんですけども、最後の方が押せ押せになってしまいますので、是非ご発言は簡潔に要点を絞っていただき、それで何回もご発言いただいた方が恐らくいいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日議論するところは、何回か行方施策部会の中でも非常に重要なところだと思っております。つまり、前回の施策部会で一応特集章の内容が決まったということではありますが、その具体的な内容についての骨子は今回初めて我々に提示されるわけで、その中でどういうふうに内容を固めていくかというのが非常に今回重要だと思います。次回になってしまうと、もう文書が出てきますので、どちらかという、その文言の修正もしくはいろんな微修正になっていきますので、骨子について議論できるのは今日だけですので、是非頑張って議論しましょう。

それでは、まず初めに事務局の方から今日議論する内容についてご説明をお願いします。

○坂企画課長 それでは、資料1番の1枚紙をご覧ください。

この資料は1枚で「平成27年度の森林及び林業の動向」につきまして、その各章の章立て及び構成を簡潔にまとめたものでございます。

まず、冒頭のトピックスにおきましては、今年度の特徴的な動きとして4点ほど取り上げたいと思っております。内容につきましては、次の資料2でご説明をさせていただきたいと思

ます。

それから、第1章、特集章でございます。「国産材の安定供給体制の構築に向けて」というところまで前回お決めいただきましたけれども、その内容につきまして3点に分けて、1点目で「森林資源の充実と国産材需給の現況」、2点目で「国産材の安定供給体制構築の意義と考え方」、それを踏まえまして、3点目で「安定供給体制の構築に向けた取組の現状と課題」というふうにまとめさせていただきたいと思います。こちらにつきましても、後ほど資料2で内容についてご説明させていただきます。

第2章以降は通常の章立てでございますけれども、順に「森林の整備・保全」、「林業と山村」、「木材産業と木材利用」、「国有林野」、最後に「震災復興」といった章立てを行いまして、それぞれの動向について記述していきたいというふうに思っております。

それでは、資料2をご覧くださいませでしょうか。

1ページ目がトピックスについてでございます。

本年9月に公表いたしました平成26年の木材自給率におきまして、26年ぶりに全体として3割を回復いたしました。右側に資料としてグラフがございますけれども、統計を開始しました昭和30年代には9割を超えておりました木材自給率は、輸入の自由化などにより年々低下いたしまして、平成14年に18.8%まで落ち込んだところでございますけれども、近年は増加傾向にありまして、ついに3割を回復したということでございます。

現行の平成32年を見通した森林・林業基本計画におきましては、平成32年における国産材の利用量の割合の目標を50%というふうに置いております。この目標に向けまして、引き続き政府として国産材の安定供給に向けた取組を進めていくといったことについてトピックスとしてご紹介したいというふうに思っております。

それから、2点目でございます。本年5月から10月までイタリア・ミラノにおきまして、食料、それから、生命についてを主要なテーマといたしました国際博覧会が開催されているところでございます。日本のパビリオンでございます日本館、これも右側に写真がございますけれども、伝統的な木材建築に使われております木材の「めり込み」を解析した立体的な格子構造を外壁に採用しております。それから、貴賓室、右側の写真でございますけれども、内装に国産杉の突板を使用し、我が国の木材の魅力をアピールするといったような取組をしております。これにつきましても、今後の我が国の木材の海外での利用を促進していく上で非常に重要な取組であるということを勘案いたしまして、トピックスとして取り上げさせていただきたいと思っております。

それから、3点目は気候変動枠組条約の第21回の締約国会議、COP21でのことについてご紹介をさせていただきたいと思っております。本年の締約国会議につきましては、11月末から12月にかけてパリで開催されることとなりますけれども、その中で2020年以降の新たな枠組みについて合意することを目指して開催されるということでございます。この内容につきましては、まだ予断できないわけでございますけれども、既に我が国といたしましても、本年7月に2030年度に2013年度比で排出量26%削減、さらにその中で2%相当の吸収量の確保を森林吸収源対策でまかなうということの内容といたしました約束草案を条約事務局に提出しております。こういったことを踏まえまして、このCOP21での交渉の内容などにつきまして、あわせてトピックスで紹介させていただきたいというふうに思っております。

それから、4点目は国有林の保護林制度が創設から100年を迎えたということについても記述させていただきたいと思っております。国有林の保護林制度は大正4年、1915年に創設されたものでございまして、本年で100年を迎えたところであり、国有林の中でも生物多様性の核となる貴重な森林を保護林に設定いたしまして、厳格な保護・管理等を継続して実施してきたところでございます。また、本年9月におきましては、生物多様性の保全に関する知見や管理手法の進歩などを踏まえまして、その内容を改正したところでございまして、それも合わせてトピックスとしてご紹介させていただければというふうに思っております。

続きまして、2ページをご覧ください。

2ページからは特集章でございます、第1章「国産材の安定供給体制の構築に向けて」についてでございます。先ほど資料1でもご紹介申し上げましたけれども、内容につきましては3点に分けて記述したいと思っております。

まず、2ページから3ページにかけてですが、1点目の森林資源の充実と国産材需給の現況について、現状について記述をさせていただきたいと思っております。それから、3ページ半ば以降、2点目といたしまして、安定供給体制の構築の意義、それから、安定供給の考え方、これにつきましては、どういうメリットがあるか、どういうふうに安定供給というのを定義してそれを推進していくかということ記述したいと思っております。それから、4ページから3点目といたしまして、取組の現状と課題についてまとめさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、2ページからご説明させていただきます。

まず、1点目の「森林資源の充実と国産材需給の現況」でございますけれども、まず(1)といたしまして「森林資源の充実と林業の成長産業化」といったタイトルで記述をさせていた

だきたいと思っております。

右側のグラフは齢級構成を表したものでございますけれども、我が国の人工林の昭和41年度の現状を表したのが緑の棒グラフでございます。それが50年経って黄色の棒グラフ、これは平成24年3月の数字でございますけれども、50年前に植えたものがそのまま平行移動して現在に至っております、10齢級を超える森林がついに全体の半分以上を超えたということを示しております。このように我が国の森林資源が着実に増加して本格的な利用期を迎えているという現状を最初に記述いたしまして、続きまして2点目の○で林業の成長産業化が山村の振興、それから、地方創生に重要であるということをお示しさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の○で、国産材の利用については、地域経済の活性化に貢献するだけでなく、その収益を川上の山村に還元することによって森林の多面的機能の発揮へとつながるということを記述させていただきたいと思っております。

それから、(2)が国産材需給の現況についてまとめるといふくだりでございます。

生活様式の変化、それから、住宅に対する耐震性への関心の高まりといった中で、品質・性能が確かな木材製品へのニーズが高まっているという現状を踏まえまして、加工技術の向上などによってさまざまな材の利用が可能となったこと、特に合板分野におきましては、国産材の利用が進みつつあるといったような動向について記述するとともに、例えば集成材の分野ではまだそれほど進んでいないといったようなことについても記述したいと思っております。

また、新たな需要といたしまして、2点目の○でございますけれども、平成23年度以降に稼働した又は稼働予定の大型の製材、集成材等の工場におきまして、年間の原木消費量が約190万 $\text{m}^3$ と見込まれていること、このような大ロットでの加工体制が整備されつつある状況をご紹介するとともに、次の○でございますけれども、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入を踏まえまして、木質バイオマスの需要が増加するなど需要構造が変化しているということについても記述させていただきたいと思っております。

その一方で、国内の木材需要の多くがいまだ輸入材によってまかなわれておまして、その最大の理由というのが安定的に供給できないことその他競争力の弱みにあるというふうな分析をさせていただきたいと思っております。

国産材の生産と流通につきましては、小規模、分散、多段階といったような複雑な生産流通構造が残存しており、特に平成25年末からの消費税増税前の「駆け込み需要」について丸太価格が急騰するなど国産材の安定供給が確保されていない状況があったといったことも併せて記述したいと思っております。

こういった現状分析を踏まえまして、次に3ページの2番についてでございます。

まず、(1)で安定供給体制の構築の意義について書かせていただきたいと思います。安定供給につきまして、需要側の工場などにとっては原料を安定的に調達できるというメリットがあり、それに加えて、供給側の素材生産業者などにとっても安定した販路の確保といったような形で需要者、供給者の双方にメリットがあるということを明らかにしたいと思っております。

その次の○でございますけれども、先ほど1の(2)のところでもご説明いたしましたけれども、相次いで整備されております大型製材工場や合板工場、それから、木質バイオマス発電施設などからは安定供給が強く求められていること、それから、この期待にいかに応えるかというのが国産材の利用拡大を実現していく上でのポイントだということをまず意義としてまとめさせていただきたいと思います。思っております。

それから、(2)で安定供給の考え方とタイトルをつけまして、安定供給の定義をまとめさせていただきたいと思います。思っております。

1点目の○でございますけれども、原木供給者が用途別の需要に応じて必要な数量・品質の木材を需要者に持続的に供給できる体制を構築すること、これを安定供給の定義としておきたいというふうに思っております。その上で2点目の○でございますけれども、需要が変動する中で、ある程度の需給バランスを保ちながら、その需要に応じて供給を調整しながら生産量を増大させていくといったような供給体制の構築が必要ではないかということを書き記述いたしました。それによって、3点目の○でございますけれども、取引価格の平準化にも貢献するのではないかというメリットについても記述させていただきたいと思います。思っております。

続きまして、4ページでございます。4ページから7ページにかけて、取組の現状と今後の課題について記述したいというふうに思っております。

まず、1点目が原木供給力の増大ということについてでございます。原木供給力を増大するに当たりまして、まずは主伐、それから、その後の再生林の推進というのが非常に重要であるということを踏まえまして、主伐から記述を始めさせていただきたいと思います。資源の充実を踏まえまして、従来からの間伐の適切な実施に加えて、森林の多面的機能の発揮を確保しつつ、計画的に主伐を行って、その後の再生林を確実に実施していくことが非常に重要であるということをまず明らかにしたいと思っております。その実現のために2点目の○でございますけれども、造林コストの低減の観点から、例えば鳥獣害の対策を確実に講じるとか、それから、成長に優れた品種を選抜して確実に供給できるような体制を構築するとか、さらに



は花粉症対策苗木も安定供給を図るといった再生林を確実に実施するための施策を講じていくことが必要であるということを一層明らかにしたいと思っております。

2点目といたしまして、その主伐・再生林のプロセスを進めていく上で不可欠な低コストでの生産システムの構築について記述したいと思っております。

まずは高性能林業機械でございますけれども、着実に導入が進んでいる一方で、2点目の〇でございますけれども、機械作業システムの選択や稼働率を高めるための取組というのが十分ではないということを一層明らかにしたいと思っております。このため、地域の条件に応じて機械作業システムを導入、運用できるような人材を着実に育成するとともに、我が国の地形などに適した機械の開発の必要性についても触れたいと思っております。

それから、全木集材の普及や、バイオマス利用にも資するような早生樹種の植栽の動きなどについても紹介したいというふうに思っております。

続きまして、原木流通の合理化でございます。これも流通の合理化によるコスト低減という形で取り上げたいと思っております。例えば中間土場の整備などの支援の動き、それから、原木供給者が広域化する流通や需要先のニーズに応じて出荷していくような取組といったものについてもご紹介したいというふうに思っております。

農林水産省におきましては、今月、「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」を実施して結果を公表したところでございますけれども、その中で、流通加工業者に原木の安定調達を図るために必要な取組について聞いたといったようなところもございまして、その結果についても紹介をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、5ページのところでございますけれども、林業事業者の育成、それから、施業の集約化、こういったところについても記述をしていきたいと思っております。

施業集約化を図る上では、平成23年の森林法改正におきまして、森林経営計画制度を導入したところでございます。それから、森林施業プランナーの育成や集約化に必要な調査への支援、境界の明確化などへの取組、こういった施策も講じてきたということもご紹介させていただきたいと思っております。

一方で、施業の集約化の4つ目の〇でございますけれども、所有者の高齢化、不在村化等によりまして境界の明確化に非常に労力を要する状況になっていること、それから、先ほどご紹介しました森林経営計画の認定率につきましても、このような境界の確定の困難な状況を踏まえまして、昨年度末で28%と低位にとどまっているという現状についても記述をしたいと思っております。

このような状況を打開するために、次の○でございますけれども、一定のまとまりを持つ共有林などにおける施業を推進するとともに、森林組合等による保有の促進などの施策の取組も必要ではないかということについて記述するとともに、次の○でございますけれども、民有林と国有林の連携、こういった取組についてもご紹介してまいりたいと思っております。

続きまして、6ページでございます。

労働力の確保でございますけれども、これまで林野庁で講じてまいりました緑の雇用等の取組に加えまして、労働者の通年雇用を推進していくといった取組の必要性についてもご紹介したいと思っております。

続いて路網の整備でございますけれども、路網は着実に整備を推進してきたところでございますけれども、今のところ25年度末での延長が19万km、平成32年までの目標が27万kmというところで、まだ目標達成は半ばというところでございます。このような状況を踏まえまして、路網整備の最後の○でございますけれども、今後の方向性として、生産性が比較的高いような育成林で先行的に実施していくといったような取組も必要ではないかということについて問題提起をしたいと思っております。

続きまして、(2)といたしまして、木材等の需給情報の共有と原木供給のコーディネートということで、流通面について記述をさせていただきたいと思っております。

木材の流通については、伐採やその後の再生林に必要な苗木の需給情報が共有されていないといったような課題がございます。こういった状況を踏まえまして、本年度から地域ブロックごとに需給情報連絡協議会を運営させていただいているところでございまして、この取組についてご紹介させていただきたいと思っております。

それから、次の原木供給のとりまとめとコーディネートというところでございますけれども、変動する需要の中で生産量を機動的に調整することの困難さについて記載した上で、今後の方向性といたしまして、林業事業体を取りまとめてコーディネートしていくような人の必要性、こういったものについて記述をしたいと思っております。

それから、現状の取組といたしまして安定取引等の動きについて、7ページでご紹介したいと思っております。

2つ目から4つ目の○でございますけれども、まず大規模な製材工場や合板工場が立地する地域について2つ目のところで、それから、続きまして3つ目で、中核となる製材工場と複数の中小の工場の連携が既に進んでいる地域について、4つ目で原木市売市場が多く立地し、市場が木材流通を担っている地域といった3つの地域にパターン分けいたしまして、現在の供給

の取りまとめや安定取引の実現を図るような動きについてご紹介をしたいと思います。

以上の記述のまとめといたしまして、最後に（３）といたしまして、今後こういったところを目指していくかということにつきまして、全ての関係者が参加し、何らかの役割を担うことによってこのような安定供給の取組を進展させることの重要性、こういった関係者相互の中での協働関係の構築ということが非常に重要ではないかということをもとめとさせていただきたいというふうに思っております。

特集章については以上でございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページ以降は、第2章以下の通常章の記述でございます。

まず、第2章につきましては、森林の整備・保全についてでございます。

（１）で我が国の森林の現況について明らかにいたしまして、さまざまな多面的機能の発揮を通じて国民の生活や国民経済に貢献しているということを記述しようと思っております。それから、2点目、（２）で施策の基本方針ということで、森林・林業基本計画等について記述をしようと思っております。

それから、2点目といたしまして森林整備の動向でございます。

（１）といたしまして、森林整備の推進状況について記述をしたいと思います。この中では、間伐、それから、主伐後の再生林の着実な実施の必要性でございますとか、それから、再生林に向けた苗木の安定供給の重要性、それから、施策面での取組といたしまして、8ページが一番下でございますけれども、平成23年の森林法改正によって要間伐森林の施業代行制度や無届伐採が行われた場合の造林命令の新設が措置されたというようなことについてもご紹介をしたいと思います。

それから、9ページでございます。

社会全体に広がる森林づくりの活動といたしまして、全国植樹祭・育樹祭の取組でございますとかNPOや企業などによる森林整備の活動、さらには緑の募金などの寄附金でございますとかクレジット制度などの社会全体で森林整備コストを何とか捻出するといったような取組についてご紹介したいと思います。

それから、最後に（３）といたしまして、研究・技術開発の推進でございますとか森林総合監理士、いわゆるフォレスターの育成などによる普及の推進の取組についても触れたいと思っております。

それから、3点目といたしまして、森林保全の動向ということで、保安林の管理・保全ですとか治山対策の展開などによりまして森林の保全を図っているということ、それから1枚おめ

くりいただきまして、10ページでございますけれども、2つ目の○の最後でございますが、治山対策によって事前防災・減災対策を講じていくことが重要であるということを記述していきたいと思っております。

それから、(3) 生物多様性の保全でございますとか(4) 森林被害対策の推進、こういったところについてもそれぞれ記述をしてみたいと思っております。

最後に4といたしまして、国際的な取組の推進ということについて記述したいと思っております。

まず、(1) で世界の森林面積の減少の状況ですとか、それから、11ページでございますけれども、違法伐採などへの取組、さらには森林認証制度、我が国独自の制度にとどまらず国際的な制度との整合を図るといったような動きについてもご紹介したいと思っております。

それから、(2) で地球温暖化対策と森林と題しまして、気候変動枠組条約への対応などについてこちらでも紹介したいというふうに思っております。

それから、(3) といたしまして生物多様性に関する国際的な議論ですとか、それから、(4) での国際協力の動きについてもそれぞれ触れたいと思っております。

おめくりいただきまして、12ページ以降が第3章、林業と山村ということでございます。3つに分けまして、林業の動向、特用林産物の動向、それから、山村の動向という形で記述したいと思っております。

1番目が林業の動向でございます。林業生産の動向、それから、林業経営の動向につきましてそれぞれ記述をしてみたいと思っております。

それから、(3) の林業労働力の動向では、従事者数が近年下げ止まっていること、緑の雇用などで新規就業者が増加していること、それから、13ページの最初の○でございますけれども、林業大学校等の新たな設置の動きの広がりなどについても記述したいと思っております。

さらにその下でございますけれども、就業後の労働者についても段階的・体系的なカリキュラムに基づく研修を実施して、着実に林業を担う人材を育成していくというような動きについても触れたいというふうに思っております。

2点目が特用林産物の動向でございます。きのこ類につきましては、きのこを主体とする特用林産物の産出額が林業産出額の約半分を占めるようになってきているということを踏まえまして、きのこの生産、価格、消費拡大への取組などをご紹介したいと思っております。

それから、13ページから14ページにかけまして、きのこ以外の木炭、竹材、それから薪などのその他の特用林産物の動向についてご紹介しようと思っております。

それから、おめくりいただきまして、14ページでございます。

山村の動向でございます。山村において過疎化・高齢化が急速に進行して非常に厳しい状況であるということに加えて、(1)の最後の○でございますけれども、一方で資源、それから、景観、伝統など有形・無形の地域資源が多くあって、これが山村の活性化についての一つの鍵になるのではないかといいたいことを記述したいと思っております。また、14ページの一番下でございますけれども、里山林を保全する仕組みについて交付金などによって支援をしているということについても併せてご紹介をしたいと思っております。

15ページからは第4章の木材産業と木材利用についての記述でございます。

まず1点目といたしまして、木材需給の動向ということで、(1)で世界の木材需給の動向について触れた後に、(2)といたしまして、我が国での木材需給の動向をご紹介したいというふうに思っております。この中におきまして、先ほどトピックスの点でも若干ご説明させていただきました歴年の動きの変化、特に昨年木材自給率が3割を回復したということについても触れたいと思っております。

それから、木材価格の動向ということで、国産材の素材価格について、右側にグラフがございますけれども、その中で特にスギ、ヒノキが下落傾向にあるということをご紹介したいというふうに思っております。

それから、15ページから16ページにかけてでございますけれども、違法伐採への取組、それから、おめくりいただきまして16ページでございますけれども、木材輸出についても触れたいと思っております。木材輸出について、右側のグラフにございますけれども、特に昨年大幅な伸びを記録いたしました。本年も引き続き増加傾向にあるということについても記述したいと思っております。

それから、16ページから17ページにかけましては、木材産業の動向ということで、(1)で全体の概況、(2)以降で業態ごとの概況について記述をしていきたいと思っております。

まず、(1)の最初の○で木材産業の役割といたしまして、原木を加工してさまざまなニーズに応じて製品を供給しているということ、それから、次の○で木材産業の規模、それから、3つ目の○で課題といたしまして競争力のある木材製品を供給できる体制の構築ということについてご紹介しております。(2)から(6)までそれぞれの業態に応じて現況をご紹介した後で、最後に(7)といたしまして、17ページ下でございますけれども、CLT、耐火部材などの新製品でございますとか、新たな素材でございますセルロースナノファイバーの研究への支援の動きについても触れたいと思っております。

それから、17ページ下から最後に木材利用についてということでございます。

17ページの一番下の○で木づかい、それから、木育の動きを引き続き展開していることについて触れた後で、18ページでございますけれども、(2)で住宅分野における木材利用、続きまして、(3)で公共建築物等における木材利用についてご紹介したいと思っております。

それから、最後に(4)といたしまして、木質バイオマスのエネルギー利用について、その状況について詳細に記述したいと思っております。

19ページから国有林野の管理経営についてでございます。

まず、1といたしまして国有林野の概況、役割について記述しております。国有林野の面積、分布や、国土保全などについて重要な国民共通の財産であるということをはっきりと示した上で、その次の○でございますけれども、平成25年度からその管理経営が一般会計に移行したということをはっきりと記述したいと思っております。

次に、2といたしまして、国有林野事業の具体的な取組でございます。

3点に分けて、まず1点目、公益重視の管理経営の推進ということについて記述をしていきたいと思っております。

最初の○でございますけれども、国有林野を機能に応じて区分して多様な施策を実施すること、それから、治山事業の実施でございますとか、地球温暖化対策といたしまして森林の適正な整備や木材利用等を推進していること、それから、トピックスでも触れさせていただきましたが、4点目の○でございますけれども、保護林制度を推進していること、それから、その次の○ですが、鳥獣の防除対策を適切に講じていること、最後の○で民有林と一体的に整備・保全を行っていることなどについて紹介したいと思っております。

おめくりいただきまして、20ページでございます。

森林・林業の再生への貢献といたしまして、林業の低コスト化の試み、それから、林業事業者の育成、民有林との連携、さらには林産物の供給などについてそれぞれ触れていきたいというふうに思っております。

3点目で「国民の森林」としての管理経営等といたしまして、最初の○で管理経営の透明性確保について情報提供を行うとともに、皆様の意見を広く聴取しているということについて触れた上で、次の○で「遊々の森」などのフィールドを国民に提供するなどの役割を果たしていること、それから、20ページの最後でございますけれども、被災地における海岸防災林の再生、それから、森林の除染などの取組についてご紹介したいと思っております。

最後に21ページからが震災復興でございます。

まず、1といたしまして復興に向けた森林・林業・木材産業の取組をまとめております。森林等の被害と復旧状況について明らかにするとともに、(2)で海岸防災林についても記述をしております。海岸防災林につきましては、最初の○でございますけれども、帰還困難区域などを除く約114kmで着手が終わっているということをご紹介したいと思っております。さらに、その次の○でございますけれども、植栽・保育に当たっての民間団体との連携でございますとか、それから、その次の○でございますけれども、課題といたしまして、苗木の供給とその後の継続的な管理が必要であるということについて記述していきたいと思っております。

それから、(3)といたしまして、木材の活用ということでございますけれども、応急仮設住宅の4分の1以上が木造で建設されたこと、それから、災害公営住宅におきましても、2割以上が木造で建設される予定であるといったことについて触れるとともに、3点目の○で災害廃棄物としての木くずにつきまして、木質ボードの原料とか燃料、発電などに利用されたということも触れたいというふうに思っております。

それから、おめくりいただきまして、22ページが原子力災害からの復興ということで、除染についてでございます。

1つ目の○で森林の除染については、住居等に近接する森林を優先して行っているということについて紹介した後で、2つ目の○でございますけれども、公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する対策を福島県内などにおいて実施しているということをご紹介したいと思っております。

それから、(2)で安全な林産物の供給といたしまして、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づいて厳格な管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に、順次出荷制限が解除されているというような動きについてご紹介をしたいと思っております。それから、3点目の○でございますけれども、原木の安定供給に向けての需給のマッチングなどの推進の動きについてもご紹介したいと思っております。

23ページでございますけれども、バークなどの処理について記載するとともに、最後に損害の賠償の動きについても併せてご紹介したいと思っております。

以上が「27年度森林及び林業の動向」についてのスケルトンを案としてお示しさせていただいたものでございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。これから時間いっぱいまで審議に入りたいと思います。時間はあと40分ありますが、いくつかルールを言わせていただきますので、それに従って議論を進めさせていただきます。

1つは、一問一答式ではなく、質問を2題か3題ぐらいまとめてそれについて回答いただいて、また次に行くというような形にさせていただくというのが1点です。それから、1回の発言では1つの課題に絞っていただきたい。1つの課題の中で関連のご質問がある場合は1問には限りませんが、大分課題は絞って、次の順番のときにまたやっていただければと思います。なるべく5人の方にどんどん振っていきますので、1回目の発言をやったら、また2回目を発言ということでやってください。1回の発言はできたら1分、長くて2分、3分はもう終わりという形でいきたいと思いますので、お願いします。

それから、トピックスなどに時間をとってしまうと、最後の例えば通常章のほうは議論ができなくなってしまいますので、目安として、初めはトピックスに限って5分程度、それから、特集章が一番重要なので20分から25分、それから、通常章が10分から15分、このぐらいの形の目安でやっていただきたいと思います。発言がないようでしたら、すぐに次に行きたいと思えます。

それでは、今のような感じでよろしいですか。

そうしましたら、初めはトピックスです。トピックスの内容について、これは4つの項目に限っているわけなので、ほかの項目がどうかということも含めてご発言をお願いします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○丸川委員 途中で退席させていただきますので、先に発言させていただきます。1つは自給率が30%まで回復したということで、非常に素晴らしいことをございまして、これについて用材での増加分と、それから木質バイオマスで増えているというところがあると思うので、この辺を強くPRをされてはいかがかという意見でございます。

それから、気候変動枠組条約のところは、先ほど課長からもお話しありましたように、国としての吸収源2%は非常に重要で、これもきちんと言うべきだと思うのですが、COP21の動向がどうなるかということもありますので、その辺を注意深く記述いただければというこの2点でございます。

以上です。

○土屋部会長 もうお一方ぐらいいただきましょかね。

はい、どうぞ。

○田中委員 トピックスのところに取り上げられていないんですけども、木質バイオマス発電は岡山でも始まったんですけども、やはり林地残材というか、森の中の未処理材がかなり



きれいにできているということと、それと今まで捨てていた原木市場の原木の皮、これがバイオマスとしてかなり使われているということです。これは廃棄物の本当の利用、木材産業の新しいエネルギーの方向だと思っております。本格的に稼働しておりますので、大変バイオマス発電は製材業者にとっても山にとってもお金が落ちるといい制度なものですから、是非ともその辺のところを少し書いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○土屋部会長 ほか、すぐに手の挙がる委員の方。

では、塚本さん。

○塚本委員 トピックスについては、この4つで良いのではないかと思います。特に4番目の国有林の保護林制度については、国有林が実際どのようなことをされているのかという情報が出ないというふうに感じますので、こういう形で国土を保全しているというところをきちんとアピールすることは非常に良いことだと思います。

以上でございます。

○土屋部会長 松浦委員、もしもあれば、もうここでいただいて、よいですか。

○松浦委員 塚本委員と同じです。

○土屋部会長 そうしますと、今、最後の松浦委員の同じ趣旨というのも含めていくつかありましたが、まとめてお願いします。

○坂企画課長 まず、自給率でございますけれども、全体の数字、それから、用材の数字それぞれについてご紹介することとしております。トピックスのところと、それから、木材のところと両方で書くところがございまして、何らかの形で明らかにしたいと思っておりますけれども、燃料用チップ、これが伸びているということについては確実にトピックスのところでも一言入れさせていただきたいと思っております。

それから、COP21でございますけれども、これにつきましても、どういうふうになるかまだ交渉結果はわかりませんが、それを踏まえて適切に書いていきたいというふうに思っております。

それから、木質バイオマスでございますけれども、これにつきましては、今のところ入っていないわけでありまして、もちろん木材の章では詳細に書きたいというふうに思っておりますけれども、これはトピックスに入れたほうがよろしいと、そういうご意見でございましょうか。

○田中委員 自給率の中に、燃料用としての利用分が入るんだと思うんですね。未利用材について、どういう形でこの自給率の中に入れていいのかはちょっと分からないんですけ

れども、未利用材が燃料用に使われて自給率が上がっていったということも考えられるので、バイオマス利用はどんどん進めていくべきだと思います。木質バイオマスについても少し触れていただければありがたいと思いますので、ご検討をお願いいたします。

○坂企画課長 林地残材の処理の状況をどこまで数字で拾えるかわかりませんが、先ほどの燃料用材の動きとあわせて、どれだけ書けるかということを検討してまいりたいと思っております。

それから、国有林についても塚本委員のコメント、ありがとうございました。保護林制度、そういった趣旨でこのトピックスの中でしっかりと紹介させていただきたいと思っております。以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。あと何かつけ加えてトピックスのところでしょうか。よろしいですか。

要するにトピックスの題目はこの4つでまずはいいということですね。内容についても今いくつかあったご意見を踏まえていただきたいということでよろしいでしょうか。

私も実は保護林についてはいろいろ関わったので、世界でもなかなか珍しい制度ですので、是非ここで宣伝してくださいということをお願いしておきたいと思います。

トピックスについて、やっぱり後で考えたらというのがあるかもしれませんが、もしもありましたら、通常章や特集章のご発言の中に入れていただければと思います。

そうしましたら、もう次に行きたいんですが、特集章で大体20分ぐらいはとりたいと思っておりますが、ちょっと一つ座長の特権で初めに基本的なところを質問させていただきたいと思っております。今回の特集章は、安定供給体制ということですが、今日の午後、審議を行う基本計画においても安定供給体制というのはかなり重要な課題だと思うんですね。内容的に見ても、かなり基本計画のほうでの検討内容と重なっているというか、並行しているところがあるように思うんですが、白書と基本計画との書き分けもしくは役割分担、もしくは仕分けみたいなものが必要なのか、もしかしたら必要ないのかもしれないんですが、そこについてちょっとお考えを初めにお示しいただけるとありがたいんですが。

○牧元林政部長 林政部長の牧元です。遅れまして恐縮でございます。

今の座長からのお話でございますけれども、基本的な役割分担としては、この国産材の安定供給体制の構築というのは今ご指摘いただいたように、まさに今回の基本計画の中でも中心的な課題の一つであろうというふうに認識をしているところでございます。そのような中で、こちらの白書では、まず現状分析をしっかりといただくということでございます。それに対し

て、その現状分析を受けてどういう方向性を示すのかというところを基本計画の中でということでございまして、基本的な役割分担はそのようなところで考えているところでございます。

したがって、この白書の中では、できるだけ多くいろいろな事例を拾って、それについてきちんと現状分析をするということが大事かなと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。そうすると、政策判断とかそういうのは計画のほうでやって、白書のほうはまずは事実ということになりますね。

ということですので、それでは、初めにどうぞ、丸川さん。

○丸川委員 この発言でちょっと退席をさせていただきます。すみません。

視点として、いま部長がおっしゃった林業関係者の方々の冷静な現状分析、現状認識というのと、それから、関係者以外といいますか、例えば私どもがおります経済界とか、それから、最終消費者、これへの打ち込みというのを少し意識していただければというふうに考えております。具体的にちょっといくつか申し上げますと、例えば、3ページの右側の図で、供給先が、住宅メーカー、工務店なんですけれども、その後にやはり国民、消費者、企業がいるということ、これをちょっと考えていただきたいということ、それから、9ページのところなんですけど、これも需要拡大という意味では、(2)の2つ目の○で経済界でも林業への関心の高まりが強いということで、ここらあたりも具体的な国民会議の話とか、あるいは今回やりましたサミットとか、いわゆる林業関係者以外の経済界といいますか需要サイドも強くこれをやっているということ、それから、最後に一つですが、やはり林業関係者以外の方が読まれますので、我々勉強しているものは、すぐあれはこの事例だなと分かると思うんですが、普通読まれる方がすっとわかるような具体的事例をたくさん入れていただければと。いわゆる広報活動の一環であるというご意識を強めていただければというふうに思います。

すみません、以上でございます。よろしく申し上げます。

○土屋部会長 ありがとうございます。丸川委員はこれで退席されますが、何かこれについて回答はよろしいですか。

○坂企画課長 ありがとうございます。今のご指摘を踏まえまして、林業関係者以外の視点、それから、消費者、一般国民へのアピールといった視点をよく認識しながらまとめてまいりたいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。そうしましたら、委員は4人になりましたが、適宜ご発言いただきたいと思っております。

どうぞ、田中委員。

○田中委員 たくさん話したいことはあるんですが、ひとつは、3ページの安定供給体制のイメージの図について、是非とも説明をしていただきたいということです。もうひとつは、製材・合板工場から住宅メーカー、工務店のところについて、昨年の白書では工務店までの間の流れがずっとあったんですが、今回はかなり簡素化されておりますので、その辺はどういう形になっているのかということです。本当にこれでいいんですかというのは、その後質問させていただきます。まずはこの2点でございます。

○土屋部会長 もう少しご意見があれば、ほかの委員の方、どうですか。

○塚本委員 資料の2ページのところですけれども、「安定供給体制の構築」というテーマは過去にも何回か取り上げられていたと思いますが、これまでと今回との違いは、森林資源が着実に充実してきているというところでございますので、この状況下で何を求められているのかということについては、前提としてしっかりと書き込んでいく必要があるのではないかと思います。2ページの右上に人工林の齢級構成の変化のグラフがございますけれども、齢級構成がこのように変化してきたということは何を意味するのかについて、より多くの方にご理解いただけるように丁寧な説明が必要ではないかなと思いますので、その点をよろしく願います。

○土屋部会長 ありがとうございます。ちょっと座長から差し出がましいのですが、もう一点、今のあたりにちょっと関係しますので発言させていただきます。3ページのところの安定供給の考え方について、今回、意義等を含めて出されたのは非常にいいことだなと思っているんですが、もう少し踏み込んでいただきたいのは、安定供給というのは長い時間で広いところでやれば絶対安定にはなるんですね。なので、これを言っているということは、ある範囲と時間が多分あるんだと思うんですね。それをちゃんと書かないと、実は安定供給は何も言っていないことになってしまうのではないかなと思うので、その辺のところ、お考えがあればというところが1点です。

かなりたくさん質問が出ましたので、この辺でまとめてご回答いただけますか。

○坂企画課長 まず、田中委員のコメントにつきまして、3ページの図というのは非常に簡略化しておりますけれども、左側の図では、複雑な工程などを経過して多段階で流通しているということを中心にしょって説明しており、右側の図では、これが全てというわけではないんですけれども、例えばこういう取りまとめの仕方があって、より安定して出せるようになるというようなことを一つの例としてお示しさせていただいたというものでございます。

26年度の白書におきましては、これが特集章の中で触れられておりましたが、今回はかなり

簡略化されておりますけれども、図の意味するところといたしましては、そういった内容でございます。

それから、塚本委員のご指摘でございますけれども、年齢構成の変化について、これが何を意味するのかということがよくわかるように本文でしっかりと記述していきたいと思っております。

それから、部会長のご指摘でございますけれども、安定供給についてイメージするところは、需要の動きに応じて、それに応えられるような形での供給がなされることという、非常に漠としたようなところでございます。今ちょっと時間とか範囲について詳細にご説明できる状況がないんですけれども、そのような意識で、どういうふうに定義をして書いていけるかということについても併せて検討させていただきたいと思っております。

○小島木材産業課長 田中委員からのご指摘のところについて若干補足させていただきたいと思うんですけれども、26年度の白書の図は、「森林資源の循環利用を担う木材産業」ということで、基本的に丸太になってから、そこから最終需要者に行くまでのそれぞれの木材産業の役割というか、そういうものを明らかにするためにどういうふうに需要に応じて加工されるかということをメインとして記述した図で、今回の図は、川上から川下まで、丸太から製品になって最終需要者のところまでのサプライチェーンをちゃんと改革していかなければいけないという問題意識で、いわゆる森林所有者のところから住宅メーカーまでのところが書いてあるので、極めてある意味ざっくりとしたような形の図になっているのかなと思います。そういう所有者の段階から最終需要者の段階までをどういうふうに合理化していけばいいのかということをござっくりイメージしていただくために必要な図ということでご理解をいただければというふうに思います。

○田中委員 ご説明はわかりますが、安定供給体制のイメージの図の中で、コーディネーター等による取りまとめというところがありますね。コーディネーターが製材業者と素材業者の間に立って、需要が喚起されそうですよ、ですから、山をたくさん伐採してくださいねと伝える機能をここに求めましょうと。この図の中でこれが大きなポイントだと思っているんです。

ただ、ここに情報を与えるのが製材業者と合板工場、これだけでうまく行くのかということ、そうじゃないと。この図はざっくりの図だということですが、製材工場から直接住宅メーカーには材料は行きません。この間には、プレカット工場があったり木材販売業者があったりするところなんですけれども、結局プレカット業者はどこにいるのかという点をはっきりさせていただきたい。

○小島木材産業課長 まさにご指摘のとおりで、「製材・合板工場等」の「等」の中に、プレカット工場、それから市場が含まれているので、そこはちょっとご指摘を踏まえて記述方法については工夫をしていきたいと思えます。

○田中委員 是非とも製材工場、合板工場等の中に、ポツを入れてプレカット工場を入れていただきたいということで、是非ともお願いいたします。

以上でございます。

○土屋部会長 ご検討ください。ほかはいかがでしょう。そうしましたら、はい、どうぞ。

○塚本委員 4ページ目の(1) 原木供給力の増大のところの記述でございますけれども、先ほどの私の発言にも関連いたしますけれども、今まで間伐中心であったものを皆伐も選択していく必要があるということ、あわせて、伐採後の再生林を確実に実行していくという点を明確に出していく必要があると思えます。そのために今どのようなことをされているのかということを整理して、お示しすることが非常に重要ではないかと思えますので、その点をよろしくお願いいたします。

○土屋部会長 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

そうしましたら、今のところ、塚本委員につけ加えてなのですけれども、去年の白書までは平準化とか若返りという言葉をお使いで、今回はあえてお使いにならないということをお聞きしましたが、そうすると、ちょっとその辺のところ丁寧な説明をしないと少し齟齬が生じるんじゃないかと思いましたが、それについてお考えがあればというのが私からの意見です。ほかはよろしいですか。

ひとまずそれでいただけますでしょうか。

○坂企画課長 塚本委員にご指摘いただきました、皆伐、それから、再生林についての重要性について、もちろん本文の中で詳細に書いていきたいと思っておりますし、この3の(1) 自体が、主伐をまず柱に据えまして、その後、不可欠になる再生林を進めていく上で必要なことについて、例えば、低コスト生産システムの構築とかそういったものは順序を追って記述していくという構成にしております。(1) 全体の中で塚本委員の問題意識などに答えていくような形で書いていきたいと思っております。

それから、部会長のご指摘というのは、平準化というのは伐期のことでございますね。特に本格的な利用期に入ったということを踏まえて、2ページのグラフにもあるように、10齡級以上がついに半分を超えたということを踏まえまして、今回の白書におきまして特に供給力の増大ということを重点に置いておりますので、まずはしっかりと伐っていくということに重点を

置いたということで、意識的にこのような記述とさせていただいているところでございます。

○土屋部会長 今回の答えについて他には特によろしいですか。

○宇野首席森林計画官 先ほど塚本委員からもございましたが、やはり2ページの右上の年齢構成の部分というのは、これが何を意味するのか、また、森林資源のあり方についてこれからどう目指していくのかということについては、今、企画課長が申し上げたように、今回の特集の内容にはちょっとそぐわない部分もあるのですけれども、そういった意味では少し後ろの章なのか、この章なのか、どういう触れ方ができるのかということを含めてご検討させていただきたいと思っています。

○土屋部会長 ありがとうございます。かなり急がせてしまいましたので、まだ少し余裕があるんですが、松浦委員、よろしいですか。

○松浦委員 この2ページの右の上の図ですが、この安定供給というのはどのあたりの年齢をターゲットにしているのか、もう既に手遅れの部分については今後どうするのかというようなところも含めて、何か示唆とか提案とかもいただけるとわかりやすいのかなというふうに考えております。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。あといくつかまとめていただいて、もう少し後ろのほうも含めていただいて、まとめて答えていただきたいと思います。

どうぞ。

○田中委員 7ページの右下の事例、原木市場による広域集荷の取組の事例についてですが、たまたま先週この工場を見に行きました。今、バイオマス発電施設を建設中でありまして、このバイオマス発電施設ができると、ここにある全ての残材が燃料になるんですね。一気に通貫になるんです。ここは全ての燃料をこのコンビナートの中でまかなうという話をお聞きしましたものですから、それであれば本当に完結できる大規模な工場でありますので、その辺のところも入れていただければ非常にいい事例ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○土屋部会長 もう少しいいですか。ほかはいかがですか。

どうぞ。

○塚本委員 6ページから7ページにかけての(2)の木材等の需給情報の共有と原木供給のコーディネートのところですが、今回、地域によっていろんなやり方があるというところを示されている点が非常に良いと思っています。先ほどの田中委員の質問への答えにもなると思

ますけれども、地域ごとに、地域の実状に応じた具体的なやり方についてしっかり分析していただき、次期基本計画につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○土屋部会長 ありがとうございます。最後に私もちょっと言わせていただきます。また今のところなんですけれども、6ページから7ページなんですけど、6ページのほうで協議会というような形で、かなり広域にコーディネートするということを強調されていて、これは非常に重要だと思うんですが、この協議会等によるコーディネートと、次の安定取引等の動きという7ページはどうつながっているのかが実はちょっと見えにくいなと思っています。ついでに言わせていただくと、7ページのところも我々はある意味で分かるのは当たり前なんですけど、いわゆる類型化というと、ちょっと類型化の程度が弱いのではないかなと。つまりどういう場合分けがあって、その中でこの3つが出てくるのかというのがもう少し何か一般にわかってもいいのかなと。重要なところなので、わかりやすさについてどうお考えかということです。

○坂企画課長 まず、松浦委員のご指摘でございますけれども、塚本委員からもご指摘いただきましたけれども、まさに年齢構成の変化がどういう意味合いを有するのかということをしつかりと記述してまいりたいと思っております。伐期を過ぎても、すぐその時伐らないといけないというわけではなくて、もう利用できる段階に達したということでございますので、そういったものも全部含めて主伐の対象として適当なものであるというようなことがわかるように記述をしてまいりたいと思っております。

それから、田中委員のご指摘でございますけれども、この事例について最後のでき上がりの時点で最新のものとなるように工夫して記述をさせていただきたいと思っております。

それから、塚本委員のご指摘、場合分けそのものについて、これはよいというコメントをいただきまして、本当にありがとうございます。しっかりと分析していきたいと思っております。それに関連いたしまして部会長のご指摘でございますけれども、まず2点目のご指摘の場合分けについて、よりわかりやすくなるよう記述に工夫をしてまいりたいと思っております。

それから、この6ページの右側の図にあります協議会と7ページの場合分けの関係ですね。代表的な事例ということでつなげて書かせていただいておりますけれども、それぞれどういうものを意識して書いたのかという位置づけがよくわかるように、本文の中ではしっかりとそれぞれの意義についてわかるように記述を工夫してまいりたいと思っております。

○小島木材産業課長 協議会と安定取引の関係は、先ほど塚本委員からお話がありましたように、これから地域でどのようなサプライチェーンをつくっていくかということは、まさに地域の中で考えていっていただかなければいけないというふうに考えています。そういったこ



とについての情報提供をしていくというのがこの需給情報連絡協議会であると。その中で各地の状況などをできれば今後説明しながら、それぞれの地域の中でどういう取組を考えていっていただくのが必要なかを考えていくということだと思います。類型化については、まさに基本計画の中でやっていくということになるのではないかなというふうに思っております。

○土屋部会長 ただ、基本計画は言ってしまうと玄人向けなので、白書はもう少しわかりやすくというのはあるんじゃないですかね。

どうしても最後に、というのはありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。そうすると、あと残された時間で、膨大な内容になるんですが、今の8ページ以降のいわゆる通常章について、指摘されるところはばらばらで全く構いませんので、いかがでしょうか。

どうぞ。

○塚本委員 15ページ以下の木材産業と木材利用のところでございますけれども、今回特集章のテーマが「安定供給体制の構築に向けて」となっていますので、サプライチェーンのことを考えますと、この章の記述も現状を踏まえた形で、しっかり書き込んでいく必要があると思います。特に17ページの(7)新たな製品・技術の開発・普及のところでございますけれども、皆伐などを進めていながら、森林資源をダイナミックに活用していくためには今後どのような形で木材利用を進めていくかという点につきましても、この章で丁寧に書き込んでいただき、読み手の方に新たな展望が見いだせる内容に是非整理していただければと思います。どうかよろしく願いをいたします。

○土屋部会長 ありがとうございました。

どうぞ。

○田中委員 16ページから17ページの木材産業の動向の中で、それぞれ(2)が製材、(3)が集成材とあるんですが、お願いがございます。(5)と(6)の間にプレカット工場とコンポーネント、木造軸組住宅用部材を加工するプレカット工場とツーバイフォー部材を加工するコンポーネント工場を是非ともここで入れていただきたいと思います。先ほど言いましたように、入れないと川下につながりませんので、これはチップ製造業より上と同様にいわゆる製造業として見てもらいたいものですから、(6)の木材流通業からは(7)、(8)と下にずらして、(6)に是非ともプレカット工場、コンポーネント会社とかその辺を入れていただくようお願いをいたします。

○土屋部会長 ほかはよろしいですか。

はい、どうぞ。

○松浦委員 すみません、19ページにかかわることですが、国有林の役割についてちょっとコメントというか、要望を出したいと思います。国有林は一般会計になったということで、人員もかなり落ちついてきたと思うのですが、地域の森林管理局が果たす役割についてもう少し明確に記述いただければなと思います。というのは、都道府県の試験場とかがかなり人員も減っていますし、そういう中で地域の技術開発あるいは研究開発を取りまとめる役割を担えるのが森林管理局じゃないかなというふうに思っています。つまり民間の製材工場などの技術者や地域の大学の先生、国の研究所や都道府県の試験場の研究者などを取りまとめて、総合的に多面的なアプローチからリスクの高い技術開発や研究開発などを国有林の中で実施できるのではないかと思いますので、そういった方向性を明確に打ち出していただければ、より国有林の役割や存在意義が明確になると考えております。

以上です。

○土屋部会長 そうしましたら、いくつかご質問がありましたので、お答えいただければと思いますが、いかがですか。

○小島木材産業課長 田中委員からご指摘いただきましたプレカット工場とコンポーネント工場については、非常に流通の段階での役割が大きくなっているというのは十分認識しております。大変重要なご指摘をいただいたと思いますので、ちょっと慎重に検討させていただきたいと思います。

○新島経営企画課長 国有林の関係、ご質問いただきまして、ありがとうございます。実は一般会計化の中の目的として地域の森林・林業の再生というか、成長産業化のために国有林の人員とか資源とか、そういったものをしっかり使っていきたいというのが根底にあります。したがって、例えばコンテナ苗の関係もいち早く取り組んだり、あるいは今、早生樹種の関係についても結構試験地を設けてやっているというようなことがございます。そういう取組もございまして、基本的な考え方としても、今委員おっしゃったような形でやっておりますので、記述についてもしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

○坂企画課長 塚本委員からご指摘いただきました第4章の構成でございます。特集章においては完結して書かれるところもあると思いますけれども、そこだけではなくて、第4章のほうでも平年よりは手厚くサプライチェーンについて記述をしていきたいというふうに思っております。

それから、CLTなど新技術のところにつきましても、新たな動きが多数ございますので、そ

れがわかるように明記していきたいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。まだもう一、二問できると思うんですが、いかがですか。少し細かいことでも結構ですけれども。よろしいですか。

そうしましたら、すごく細かいことなんですけれども、9ページのところで独自課税の話がありますね。これ実は私、前からちょっと気にしているんですけれども、聞くところによると、今、京都と大阪も導入を決めたということで、多分この段階では図に色が見つからないんだと思うんですけれども、京都・大阪まで導入されれば、かなり全国化が進んだということになると思います。これまでもずっと白書で記述されていたんですけれども、少しそろそろまた違う段階に入った何か林野庁なりの見解というのは要らないのでしょうか。

○坂企画課長 各県によります課税の動きでございますけれども、まさに部会長ご指摘のとおり方向性が決まったということになりますので、発表の時点において35県が36とか37になっているかどうかというのがちょっと分からないというところもございます。37になった時点では、確実に何か違うような記述で書きたいと思っておりますけれども、今後の動きを見据えて、何か記述できるところがあるか検討してまいりたいと思います。

○土屋部会長 もう12時になりますが、最後に何か、トピックスや特集章でも結構ですので、もうこれは言い捨てになると思っておりますけれども、特にご回答を求めないというのが何かありましたら、いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。非常に短い時間で委員の方も、それから、答えていただく林野庁の方も急がせてしまって申しわけございません。これは実際に事務局にお願いなんです、恐らく委員の方、それから、今日出席でない委員の方ももう少し細かいこと、ちょっとここではというようなことも含めていろいろご指摘があると思うんですね。今だったらばそういうものでかなり内容が変えられると思うので、さまざまなご意見を事務局のほうに出してもよろしいですか。

そうしましたら、何か周りの方に聞くなり何なりも含めまして、いろんなご意見をぜひお送りください。事務局におかれましては、ほかの委員の方にもご意見をくださいということを伝えていただければと思います。

以上で今日のところの私の役割は終わったと思いますので、お返しいたします。ありがとうございました。

○坂企画課長 それでは、大変詳細かつご熱心に議論いただきまして、ありがとうございます。いくつか非常に有意義なご示唆もいただきましたので、本日いただいたコメントの内容を

よく分析しまして、改善できるところをしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

それから、部会長からもご指摘いただきました、この後またさらに今日時間が足らなかった部分についてのコメントをいただければ大変幸いです。メールもしくはほかの手段でのご連絡をいただければ、それをもって検討させていただきますし、本日ご欠席の委員お二方につきましても、同様のご案内を差し上げたいと思っております。

それから、次回の日程でございます。参考4にも記載させていただきましたけれども、次の施策部会の3回目の会合を来年の2月ごろを目途に開催させていただきますして、今回のご審議を踏まえて案文についてご提示させていただいて、ご審議をいただきたいというふうに予定しております。

それでは、本日これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。